

(受理番号)	2 - 2	(受理年月日) 令和2年2月13日
件名  要旨	陳 情	
	<p>日米地位協定の改定を求める意見書の提出について</p> <p>オスプレイを使った米海兵隊が参加する日米共同訓練が昨年12月9日から11日まで香川県国分台演習場で行われた。訓練は「沖縄の負担軽減」を理由にしたものであったが、こうした訓練は沖縄では行われておらず、負担軽減につながるものではない。しかも米海兵隊は、海外の殴り込み部隊と言われ日本防衛は任務としていない。</p> <p>オスプレイは、航空機の騒音が日常生活を脅かし、死亡事故などが相次いでいる欠陥機である。訓練経費も日本負担になっている。</p> <p>問題は、今回の訓練が防衛省から11月14日香川県に通知され地元の同意や安全対策を講じる時間的な余裕も全く無視し、12月1日から13日を訓練期間にするという米軍の一方的通知で強行されたことである。</p> <p>これは、現在の日米地位協定が、米軍が必要と認めれば、日本全国どこでもいつでも訓練が実施されるという日本の主権を著しく侵害した協定であることを示している。</p> <p>日米地位協定について、全国知事会は2018年7月27日「米軍基地負担に関する提言」を決議している。全国知事会は、決議に至るまで、外務省日米地位協定室長、他国におけるアメリカとの地位協定について調査した沖縄県から説明を受けるなどして、調査研究を行ってきた。提言は、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかに事前情報提供を必ず行うこと、米軍人等による事件・事故に対し具体的かつ実効的な防止策を提示すること、航空機騒音規制装置について周辺住民の実質的な負担軽減が図られること等を内容としている。</p> <p>日米地位協定は、1960年に締結されて以来、一度も改定されておらず、また、国内法は原則不適用であり、日本には訓練や演習に関する規制権限がないなど、日本と同様に米国と地位協定を結ぶイタリアやドイツの実例を踏まえても、課題があると言わざるを得ない。</p> <p>よって、日米地位協定の改定に取り組むよう、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出するよう陳情する。</p>	